

岩手県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成31年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大槌町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（安渡地区）
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 上閉伊郡大槌町安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、新港町、港町、大槌第21地割、大槌第26地割、大槌第27地割及び大槌第28地割の各一部
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成25年10月11日から平成33年3月31日まで